

八潮下審収第 2 号

令和 5年 3月30日

八潮市長 大 山 忍 様

八潮市下水道事業審議会

会 長 宇 田 川 幸 夫



下水道使用料の見直しについて (答申)

令和4年10月27日付け八潮下発第10005号で諮問された標記の件  
について、本審議会において慎重に調査審議した結果、別紙のとおり結論を  
得たので答申します。

八潮市下水道使用料の見直しについて（答申）

令和5年3月

八潮市下水道事業審議会

## 1. 平成 27 年 3 月下水道事業審議会答申（抜粋）

### （1）下水道使用料のあり方

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業に位置付けられており、公費負担の部分を除いて、独立採算制の原則（※どくりつきいさんせいのげんそく）と受益者負担の原則（※じゅえきしゃふたんのげんそく）により運営されるべきであります。

### （2）下水道使用料の改定の必要性

本来、下水道使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入金（※くりいれきん）で補っており、多額の一般会計繰入金は他の行政サービスの提供に影響を及ぼすことになり、使用料の改定はやむを得ないものであります。

### （3）下水道使用料改定について

#### ① 目標とする使用料単価（※しよりょうたんか）

本市の汚水処理原価（※おすいしよりげんか）が 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円（平成 25 年度）であり、国においても 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円以上とするよう指導しているため、当面の間は 1 m<sup>3</sup>あたり 150 円を目標とします。

#### ② 段階的な見直し

現在の使用料単価の 1 m<sup>3</sup>あたり 98.4 円から汚水処理原価の 150 円へ一度に増額をすると急激な負担増となり、市民生活や事業活動に大きな影響を与えるため、段階を経ていく必要があります。

また、管路施設の維持管理費の増大が予測される 20 年後までに、目標とする使用料単価に向けて段階的に見直すものとし、見直し期間は 5 年程度が適当と考えます。

## 2. 令和 2 年度下水道使用料の見直しについて（抜粋）

平成 27 年 3 月の下水道事業審議会答申にあります下水道使用料の段階的な見直し時期となり、市から下水道使用料の見直し時期の意見聴取がありました。

本審議会では、「新型コロナウイルス感染症の影響により、社会・経済情勢は不安定な状況が続くものと推測されることから、令和 4 年に下水道使用料の見直しを行うことが妥当と考えます。」と意見を提出したところであります。

## 3. 令和 4 年 7 月 19 日付け八潮下発第 250 号で諮問された下水道使用料の見直しの必要性について

下水道使用料の見直しの必要性について審議を行ったところ、見直しの必要性があるとの意見で一致したことから、次に下水道使用料の見直しの時期について審議を行いました。

(1) 下水道使用料の見直しの必要性について

毎年、下水道事業においては、一般会計からの多額の繰入金に依存せざるを得ない状況により、一般会計で実施している、子育て、高齢者福祉、教育などの行政に影響を与えており、間接的ではあるが下水道を使用することができない市民の方が負担しています。

そして、一般会計からの繰入金を縮減することで、下水道事業が独立採算制に近づき、下水道事業のサービスを安定的に供給することにつながることを考えますと、下水道使用料の見直しの必要性があると考えます。

(2) 下水道使用料の見直しの時期について

平成 27 年 3 月の下水道事業審議会答申にある「管路施設の維持管理費の増大が予測される 20 年後」までに当面の目標である使用料単価 150 円に向けて利用者への急激な負担増にならないこと、また、一般会計からの繰入金の縮減を行うことが必要であることなどを考慮すると、早期に下水道使用料の見直しの必要性があると考えます。

(3) 令和 4 年 7 月 19 日付け八潮下発第 250 号で諮問された下水道使用料の見直しの必要性についての答申について

下水道使用料の見直しの必要性については、本審議会では下水道使用料の見直しの必要性の審議を行い、次に見直しの時期について慎重に審議を行った結果、「早期に下水道使用料の見直しに着手する必要がある。」との答申を行いました。

#### 4. 令和4年10月27日付け八潮下発第10005号で諮問された下水道使用料の見直しについて

##### (1) 下水道使用料の体系の見直しについて

一般汚水（※いっばんおすい）については、平成27年3月の下水道事業審議会答申にあるとおり使用料単価を当面の目標である150円へ一度に増額すると、利用者への急激な負担増となり、市民生活や事業活動に大きな影響を与えるため、段階的な見直しを必要としています。このようなことから、今回の見直しは、段階的な見直しの1つであるため、使用料体系（※しゅうりょうたいけい）を維持し使用料単価の見直しを行いました。

大口汚水（※おおぐちおすい）については、大口汚水に依存した使用料収入からの脱却を図ると共に、安定した使用料収入を確保するため、これまでと同様に設けることとしました。

公衆浴場汚水については、公衆浴場が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設であることから、これまでと同様に設けることとしました。

##### (2) 下水道使用料の改定について

###### ① 一般汚水について

改定率は、管路施設の維持管理費の増大が予測される20年後を令和16年度とするならば、当面の目標である使用料単価150円に向けて、見直し期間と改定率が均等となる約10%としました。

また、使用料単価については、高齢者や単身世帯などの少水量使用者及び節水型使用者に配慮している現行の使用料算定基準に、一律10%を乗じることとして意見をまとめました。

###### ② 大口汚水について

本市の下水道使用料収入において多くを占めており、継続して使用料を確保したいため、使用料単価について1㎡あたり102円を103円に引き上げ、また合わせて適用水量について1月あたり10万㎡を30万㎡に引き上げることとして意見をまとめました。

###### ③ 公衆浴場汚水について

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律において、住民に浴場を利用する機会を確保して、公衆衛生の向上や住民の福祉の向上を図ること、公衆浴場の入浴料金が埼玉県で設定されているため、下水道使用料の改定額を入浴料金に転嫁することが難しいことを踏まえ、使用料単価を据え置くことで意見をまとめました。

④ 平均改定率、増額見込み額

今回の下水道使用料の改定に係る平均改定率につきましては、一般汚水が約10%、大口汚水が約1%、公衆浴場汚水が単価を据え置きとしました。これにより全体の平均改定率は約6%となります。

また、増額見込み額につきましては、令和2年度排水量実績に基づき試算すると一般汚水が約7,000万円、大口汚水が約500万円、全体では約7,500万円となります。

⑤ 現行の料金と改定案の料金の比較

使用料算定基準(1月につき)

(税抜き:円)

種類	区分		現行	改定案	差額
一般汚水	基本料金	8 m <sup>3</sup> 以下の分	750	825	75
	超過料金 1 m <sup>3</sup> につき	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> 以下の分	55	61	6
		10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> 以下の分	94	103	9
		20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> 以下の分	96	106	10
		30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> 以下の分	99	109	10
		50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> 以下の分	106	117	11
		100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> 以下の分	112	123	11
		200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> 以下の分	141	155	14
		500 m <sup>3</sup> を超え 100,000 m <sup>3</sup> 未満の分	153	—	—
		500 m <sup>3</sup> を超え 300,000 m <sup>3</sup> 未満の分	—	168	—
大口汚水	1 m <sup>3</sup> につき (100,000 m <sup>3</sup> 以上であるもの)		102	—	—
	1 m <sup>3</sup> につき (300,000 m <sup>3</sup> 以上であるもの)		—	103	—
公衆浴場汚水	1 m <sup>3</sup> につき		80	80	0

⑥ 使用料改定の周知期間について

使用料改定に際しては、使用料が市民や事業者等に密着した公共料金であり、一定の周知期間が必要であります。このため、改定の決定から実施までの期間は、半年程度が妥当と考えます。

5. むすびに

この度の見直しは、平成27年3月の下水道事業審議会の答申を踏まえた下水道使用料の見直しとしました。これからも、急激な負担増とならないよう定期的な見直しを行っていく必要があると考えます。

また、現在は新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰など、市民生活や事業活動は厳しい状況にあります。使用料収入の不足分を一般会計からの多額の繰入金で賄っており、子育て、高齢者福祉、教育などの行政サービスに少

なからず影響を及ぼしている状況は、早急に改善することが求められているものと考えられ、やむなく下水道使用料の改定が必要との意見で一致しました。

一方で、水洗化の向上による有収水量(※ゆうしゅうすいりょう)の確保、不明水(※ふめいすい)対策による有収率(※ゆうしゅうりつ)の向上、建設コスト縮減などの経営努力をさらに推し進めることを求めます。

そして、将来的には人口減少、節水機器(※せつすいきき)の普及、社会的な環境への取り組みなどにより、有収水量の増加が見込むことが難しくなる状況にも備える必要があるものと考えます。

(ア行)

「一般汚水 (※いっばんおすい)」

一月あたりの使用量が 30 万 m<sup>3</sup>未満の、標準的な利用者。

「大口汚水 (※おおぐちおすい)」

一月あたりの使用量が 30 万 m<sup>3</sup>以上の、非常に多い利用者。

「汚水処理原価 (※おすいしよりげんか)」

有収水量 (※ゆうしゅうすいりょう) 1 m<sup>3</sup>当たりの、利用者が排出した汚水処理に要した費用。

(算定式) 汚水処理費 / 年間有収水量

(カ行)

「繰入金 (※くりいれきん)」

下水道事業の遂行に必要な財源として、一般会計から移された資金のこと。

基準内繰入金は、一般会計が本来負担 (繰出) すべき経費の考え方を、総務省が「繰出基準」として示している基準に基づくもの。

基準外繰入金は、公営企業の財源不足を補てんするための、基準内繰入金以外の経費を対象とした繰入金のこと。

(サ行)

「受益者負担の原則 (※じゅえきしゃふたんのげんそく)」

下水道は、汚水を排出して、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受けている人を特定できるため、下水道利用者がその経費を負担すること。

「使用料体系 (※しゅうりょうたいけい)」

下水道使用料は使用水量に合わせて利用者が負担するため、基本使用料と従量使用料による料金体系を適用している。

基本使用料は使用水量に関係なく負担する料金で、従量使用料は基本使用料の 8 m<sup>3</sup>を超える使用水量に応じて加算する料金。

「使用料単価 (※しゅうりょうたんか)」

汚水処理に対して徴収した、有収水量 1 m<sup>3</sup>当たりの使用料収入。

(算定式) 使用料収入 / 年間有収水量



「節水機器（※せつすいきき）」

洗面所や手洗い場などに自動水栓や自動洗浄装置を設置するなど、水の使用を軽減し、水資源を有効に利用するための装置。

（タ行）

「独立採算制の原則（※どくりつさいさんせいのげんそく）」

下水道の汚水処理に係る施設の維持管理費等の経費は、下水道使用料で賄うことが原則であること。

（ハ行）

「不明水（※ふめいすい）」

生活排水（汚水）は、下水道管渠を流れて水処理場で浄化しているが、この過程の中で、下水道管渠に侵入する雨水や地下水。

（ヤ行）

「有収水量（※ゆうしゅうすいりょう）」

下水道使用料徴収の対象となる、利用者が使用した水の総量。

「有収率（※ゆうしゅうりつ）」

年間の汚水処理水量に対する、有収水量の割合。

年間汚水処理水量と年間有収水量との差の水量が、不明水の水量。

（算定式）年間有収水量／年間汚水処理水量

## 令和3年度・令和4年度 審議会における審議経過

## 【令和3年度】

## ○第1回

令和3年6月18日（金）～7月5日（月）書面開催  
議事

- ・会長の選出について
- ・会長職務代理者の指名について

## 報告事項

- ・令和2年度八潮市公共下水道事業概況などについて
- ・八潮市公共下水道事業経営戦略について
- ・令和3年度八潮市公共下水道事業会計予算書について

## ○第2回

令和4年2月14日（月）書面開催

## 報告事項

- ・公共下水道事業の経営状況について
- ・公共下水道について（下水道の概要、下水道事業の財源）
- ・八潮市公共下水道事業の経営分析について

## 【令和4年度】

## ○第1回

令和4年5月12日（木）八潮市役所3階 議会委員会室

## 報告事項

- ・八潮市公共下水道の予算概要について（令和4年度予算）
- ・八潮市公共下水道の整備について（令和4年度予算）
- ・その他事項

## ○第2回

令和4年7月19日（火）八潮市消防署3階 視聴覚室

## 諮問

- ・下水道使用料の見直しの必要性について

## 議事

- ・下水道使用料の見直しの必要性について

○第3回

令和4年8月31日（水）八潮メセナ2階 集会室  
議事

- ・下水道使用料の見直しの必要性について  
答申
- ・下水道使用料の見直しの必要性について

○第4回

令和4年10月27日（木）八潮メセナ2階 集会室  
諮問

- ・下水道使用料の見直しについて  
議事
- ・下水道使用料の見直しについて

○第5回

令和4年11月30日（水）八潮メセナ2階 集会室  
議事

- ・下水道使用料の見直しについて

○第6回

令和5年2月9日（木）りらーと八幡2階 多目的室2  
議事

- ・下水道使用料の見直しについて

○第7回

令和5年3月17日（金）書面開催  
議事

- ・下水道使用料の見直しについて

## 八潮市下水道事業審議会委員名簿

令和5年3月30日現在

委員名簿

	所 属	委 員 名
会 長	埼玉県議会議員	宇田川 幸 夫
会長職務代理者	八潮市商工会	田 口 真 吾
委 員	八潮市くらしの会	会 田 幸 子
委 員	八潮市農業委員会	小 倉 雅 樹
委 員	八潮市町会自治会連合会	金 子 政 雄
委 員	公募委員	上 村 恭 子
委 員	八潮市町会自治会連合会	鈴 木 孝 一
委 員	八潮市くらしの会	高 橋 多恵子
委 員	八潮市商工会女性部	竹 本 美恵子
委 員	八潮市町会自治会連合会	中 嶋 義 一
委 員	公募委員	三ヶ島 義 雄
委 員	八潮市交通安全母の会	最 川 幸 子

※敬称略